

防官文第11335号  
19.11.15  
一部改正 防官文第9247号  
21.7.31  
一部改正 防官文第11180号  
26.7.25  
最終改正 防官文(事)第18号  
27.10.1

大臣官房長  
各局長  
各防衛参事官  
衛生監 殿  
技術監  
各幕僚長  
情報本部長

事務次官

休日等及び平日夜間における滞在場所、連絡先等の提出について  
(通達)

標記について、下記のとおり定め、平成19年11月16日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

## 第1 目的

我が国の安全保障に影響を与える事態等に際し、第2に掲げる者（以下「防衛大臣等」という。）に対し必要な報告、連絡、指示等を迅速かつ的確に実施するため、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令

第40号)第43条第3項又は第44条第11項の規定による変更された休養日、同規則第45条の2又は第45条の3に規定する代休日及び同規則第46条に規定する休暇(以下「休日等」という。)並びに平日夜間(自衛官にあつては課業外、自衛官以外の隊員にあつては勤務時間外をいう。以下同じ。)における防衛大臣等の居所を適切に把握することを目的とする。

## 第2 対象者

防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、地方協力局長、衛生監、施設監、統合幕僚長、統合幕僚副長、統合幕僚監部総括官、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、情報本部長、情報本部副本部長、防衛装備庁長官、防衛装備庁長官官房審議官

## 第3 提出要領

- 1 防衛大臣等は、休日等において長時間滞在する場合における当該滞在所(自宅を含む。)及びその連絡先並びに平日夜間において自宅以外に宿泊する場合における当該宿泊の場所及びその連絡先を、別紙様式により、可能な限り具体的に明記し、直前の勤務日の14時までに大臣官房長あて(文書課長気付)提出するものとする。大臣官房長は、これらの内容を取りまとめ、統合幕僚長及び統合幕僚監部総括官に通知するものとする。
- 2 防衛大臣等は、前項の規定により滞在所及びその連絡先又は宿泊の場所及びその連絡先を提出した後において、提出した内容を変更する場合には、前項の例により、直ちに当該変更の内容を提出するものとし、大臣官房長はこれを統合幕僚長及び統合幕僚監部総括官に通知するものとする。

## 第4 委任規定

この通達の実施に関し必要な細部事項は、大臣官房長が定める。

添付書類：別紙様式

別紙様式

休日等又は平日夜間における滞在場所又は宿泊場所及び連絡先

年 月 日 ( )

(官職・氏名)

行動予定	滞在場所（宿泊場所） 電話番号